

瀬戸市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 5 年 3 月 2 6 日

瀬戸市長 増岡錦也

瀬戸市条例第 4 号

瀬戸市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

瀬戸市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 1 8 年瀬戸市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 から 6 まで <省略> (給料の切替えに伴う経過措置)	附 則 1 から 6 まで <省略> (給料の切替えに伴う経過措置)
7 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（瀬戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 2 1 年瀬戸市条例第 2 0 号。第 1 号において「平成 2 1 年改正条例」という。）の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（市長の定める職員を除く。）には、 <u>平成 2 5 年 3 月 3 1 日</u> までの間は、給料月額のほか、その差額に相当する額（給与条例附則第 1 4 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当	7 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（瀬戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 2 1 年瀬戸市条例第 2 0 号。第 1 号において「平成 2 1 年改正条例」という。）の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（市長の定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額（給与条例附則第 1 4 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に 1 0 0 分の 9 8 . 5 を乗じて

該額に100分の98.5を乗じて得た額)を 給料として支給する。 (1)及び(2) <省略> 8から15まで <省略> 附則別表 <省略>	得た額)を給料として支給する。 (1)及び(2) <省略> 8から15まで <省略> 附則別表 <省略>
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。